

令和 2 年度末で指定期間が終了する施設の指定期間の変更について

新型コロナウイルス感染症の完全な終息が見通せない中、令和 2 年度中に次期指定管理者の選定を予定している 449 施設のうち、選定手続きが未着手の **304 施設** については、今年度中の選定を見送り、現指定管理者による管理運営期間を **1 年間延長** し、令和 3 年度末まで継続して施設管理を行っていただきます（※）。

ただし、新たに開所する施設や、既に指定候補者の選定手続きが進行している施設については、感染予防策を徹底しながら選定を実施します。

※ 第 3 回市会定例会において政策局が一括して議案を提出させていただく予定です。

1 指定期間を 1 年間延長する施設及び理由

【施設】	地区センター、区民文化センター、スポーツセンターなど 304 施設
【理由】	
①	感染拡大防止の観点から附属機関の開催を見送る必要があるため
	附属機関（選定委員会）の各委員（地域の代表者等）及びその関係者から、選定委員会の開催における新型コロナウイルスへの感染リスクを危惧する声が寄せられています。
②	指定管理者に応募する民間事業者等への配慮が必要なため
	施設の休館やスタッフの在宅勤務が要請されていた中、現指定管理者からは利用に関する問い合わせやキャンセルへの対応に加え、開館に向けた準備などがあり提案書の作成が困難な状況になっている、との声が寄せられています。
③	市民の皆様の安全・安心を守ることを最優先に、各区局の業務体制を整えるため
	定額給付金事務への対応等市民の皆様の安全・安心を守るための業務に注力するため、市民対応の窓口である各区役所の業務の緩和を図るよう、庁内体制の見直しを早期に行うことが必要です。

2 例外的に選定を実施する施設

令和 2 年度に選定予定の 449 施設中、既に選定手続きに着手している地域ケアプラザなど 145 施設については、今年度中に選定を行います（既に 127 施設については選定が終了）。

3 スケジュール（予定）

令和 2 年 9 月 令和 2 年第 3 回市会定例会（指定期間の 1 年間延長の議案を提出）

令和 3 年 4 月 延長期間の管理運営開始